

## 人権擁護法案推進の動きの問題点について

平成八年五月に地域改善対策協議会より、同和对策の物的な基盤整備は概ね完了したとして、今後はあらゆる人権侵害に対応すべく、現行の人権擁護制度を見直すべきであるとの意見具申を受けて以降、政府は人権侵害の申し立てを受け、救済措置を行ふ機関「人権委員会」を設置するための「人権擁護法案」の策定を目指してゐる。

現在、具体的な法案審議はなされてゐないが、これまで検討されてきた法案では「人権」の概念や「人権侵害」の認定など、その定義が曖昧にされたままであり、これを早急に法制化する必要があるのか甚だ疑問である。もしこのまま立法化されれば、恣意的な法の運用により「人権擁護」の名の下に新たな「人権侵害」を惹き起す恐れもある。

また、衆議院と参議院で与野党が逆転する中、拙速な法案提出は与党の望むものとなるとは限らず、政争の具とされかねないことが懸念され、その点でも、将来に禍根を残すことのないやう一層慎重な取り扱ひが求められる。本連盟では、拙速な立法化が社会の混乱を惹き起し、我が国の文化・伝統に極めて大きな影響を与へることも繋がることを危惧して、ここに問題点を指摘するものである。

### 一、曖昧な「人権侵害」の定義の問題点

明らかに不当な差別、虐待が確認された場合、速やかにこれに対処することは必要である。しかし、「人権」の概念を明確にしないままに法制化されれば、極めて個人的な感情によるものや恣意的なものまで「人権」の「侵害」として扱はれる恐れがある。例へば、思想・心情が異なつて対立してゐる当事者の言動に対して、一方から「『人権』が『侵害』された」と申し出をされたら、どのやうな対応が取られることとなるのか。

概念の曖昧なまま「人権侵害」を根拠とすることていかなる申し立ても許されるとなれば、社会の混乱は避けられず、文化・伝統に基づく様々な行事も変容を迫られたり破壊されたりしかねない。

擁護すべき「人権」や「人権侵害」の内容が具体的に定義されてゐないまま法制化を急ぐことは、極めて危険である。

### 一、「人権委員会」の設置と「人権擁護委員」の任命の問題点

「人権侵害」の申し立てを受け、救済措置を行ふ機関として「人権委員会」が設置され、この委員会が「人権侵害」と認定した場合、勧告・公表、訴訟援助・補助参加などの権限を持つこととなつてゐるが、委員会は国家行政組織法第三条に基づく法務省の外局であるにも関はず、法務大臣からの指揮・監督を受けないと位置づけられてゐる。さらに「特別調査」と称して裁判所の令状もなしに、出頭要請・質問・文書の提出・立入り検査・書類等の留置処分ができることとなつてゐる。

また、委員会の下に、「人権侵害」の相談、調査、情報収集を行ふための「人権擁護委員」が委嘱されることとなつてゐるが、その選考基準には政治的中立性や国籍条項さへも規定されてゐない。予定される組織概要によると、各自治体に地方局が設けられることとなつてゐることから、極めて巨大な組織が誕生することになるが、適正な運営を点検する機関は不在であり、人権委員会や人権擁護委員の構成員如何によつては極めて偏つた組織になることが懸念され、「人権擁護」の名目で暴走しかねない。

### 一、「冤罪」によつて「人権侵害」と認定され、勧告を受けた人物の「人権」救済の問題点

「人権委員会」に「人権侵害」と認定され、勧告を受けた人物は、社会的制裁を受けることになる。しかし憲法が保障する法の下の平等（第十四条）に従へば、「冤罪」の者や「人権侵害」の疑ひをかけられた者の「人権」も同様に迅速に救済されなければならない。しかし、そのための救済措置は定められてゐない。

法案がそのまま立法化されれば、「人権侵害」をした者は、社会的な信用失墜を逃れられない。また、その弱みに付け込んだ、様々な勢力からの圧力を受けることにもなりかねない。さらに、「人権侵害」の申し出制を悪用した混乱も予想され、「人権」が単なる取り引きの材料とされる恐れさへある。

### 一、国民の権利と自由を保障した憲法に違反する

以上の問題点を含んだままで立法化されれば、現行憲法の下で保障されてゐる思想・良心の自由や信教の自由、表現の自由、学問の自由の領域にまで、「人権侵害」の名目で「人権委員会」が介入できる根拠を与へることになる。さうなれば公権力による思想統制につながる恐れもあり、国民の権利と自由を保障した憲法に違反する。

平成二十年二月八日